

## 許可業務（浄化槽汚泥及び仮設トイレのし尿収集運搬）について

## 1 現在の許可業務の収集運搬体制について

収集体制	業者数	収集区域	許可車両数	現在の浄化槽基数	下水道整備完了後 浄化槽基数
許可制	3 業者	市が指定する区域	A 社 8 台 B 社 2 台 C 社 3 台	A 社 8,429 基 B 社 375 基 C 社 2,199 基	A 社 4,666 基 B 社 0 基 C 社 351 基

※許可車両 1 台あたりの業務量目安 768 基（湖西市における合理化事業の積算基準）

## 2 現在の収集運搬体制における課題について

B 社の区域において需給の均衡が損なわれ許可業者による安定的かつ継続的な処理が困難な状況であると考えられ、平成 26 年 10 月 8 日付環境省通知に適合しない状況であり、今後、C 社の区域においても同様の状況になることが見込まれるため現在の区域割を見直す必要がある。

## 3 収集運搬体制の見直し（案）

## ①見直しの方向性について

許可処分または許可更新処分を行う場合には、廃掃法、環境省通知、一般廃棄物処理計画に適合し、需給の均衡及び変動による既存業者への影響を適切に考慮されることが求められ、全ての許可業者の運営が安定的かつ継続的に確保することが可能な許可処分に見直す必要がある。

許可区域の再編は、業務の按分や担当地区の決定が困難なことや、人口減少や下水道整備の影響により将来的に同様の問題が生じることが想定されるため、現在の許可区域を廃止し、市内全域を許可区域とすることが市の衛生保持に資すると考えられる。

なお、業者の経営環境に大きな影響を与えないため、新規許可業者は参入させず既存業者による体制で収集を行い、業者の車両台数や積載量について過当競争を引き起こさないための制限を設ける等の対策を講じる。

## ②見直し後の収集運搬体制（案）

収集体制	業者数	許可車両数（稼動車両）※	収集区域	収集品目
許可制	3 業者	A 社 8 台（7 台） B 社 2 台（1 台） C 社 3 台（2 台）	市内全域	浄化槽汚泥 仮設トイレのし尿

※許可の車両台数は、予備車両を除く業者ごとの稼動車両数とし、予備車両は臨時使用許可により運用することも検討する。

## ③見直し案の適用時期

令和 4 年 4 月 1 日